

ニ強イニトシタノテアル吾々ハ以上ノ如キ情願ハ尽キノ要事ニ対シテ工場ニテ
 意ナキ矢ノ処至ト要事ノ骨核ニ依リテ吾等ハ其ノ屈辱ニ忍ブ能ハク
 止ムヲ得ス我等労働者ノ唯一ノ權利タル就業ノ止ムナキニ至リマシテ
 ル諸君吾等ハ社会正義ノ確立ノ為メ止ムヲ不得シテ闘ヒマス
 願ハクハ熱誠ナル應援ヲ賜ハラシ事ヲ切望致シマス

大正十五年 二月二十三日

日本労働総同盟 高田支部
 (兼赤会同労組)

村下高田町高田七四三 吉安帽子工等議團代表

(別記四)

記

一 退職手當之件

一ヶ年未満ノ者ニハ支給セズ
 一ヶ年以上二ヶ年未満ノ者ハ 日給八日分
 二ヶ年以上三ヶ年未満ノ者ハ 十一日分
 三ヶ年以上四ヶ年未満ノ者ハ 十五日分
 四ヶ年以上五ヶ年ノ者ハ 廿日分
 但シ現在改正規則ハ四六条ハ之ヲ廃止スルコト

一 解雇手當之件

一ヶ年未満ノ者ニハ 日給額ノ十五日分
 一ヶ年以上二ヶ年未満ノ者ニハ 日給額ノ廿日分
 二ヶ年以上三ヶ年未満ノ者ニハ 日給額ノ廿五日分
 三ヶ年以上四ヶ年未満ノ者ニハ 日給額ノ三十日分
 四ヶ年以上五ヶ年ノ者ニハ 日給額ノ四十日分

一 園林制ノ廃止ノ件